

令和3年1月29日
資料提供

総務課 行政情報サービスセンター 担当者：鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236
--

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存在決定に対する審査請求に係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（小堀秀行弁護士）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、令和3年1月12日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第216号（諮問案件第270号）

石川県住宅供給公社が造成した木越団地のうち、金沢市木越〇丁目〇〇〇番地の宅地寸法が記載された図面に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第216号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第270号）
石川県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）が造成した木越団地のうち、金沢市木越町〇丁目〇〇〇番地の宅地の寸法が記載された図面
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部建築住宅課
- 4 審査請求等の経緯
 - (1) R 2. 6. 5 公開請求
 - (2) R 2. 6. 9 不存在決定
 - (3) R 2. 6. 11 審査請求
 - (4) R 2. 6. 17 諮問
 - (5) R 3. 1. 29 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県土木部建築住宅課（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	審査請求人は、「売買契約における必要書類であるから、確定測量図及び求積計算式が不存在であるのはおかしい。」と主張し、実施機関は、「土地区画整理事業では、一般的に、宅地造成工事完了後、各宅地等の確定測量を行い、換地処分を行うが、確定測量図及び求積計算式を記載したものは、住宅公社から引き継いだ保管文書の中に存在しない。」と主張している。 木越団地は、昭和62年度までに全ての宅地分譲を終えるとともに石川県処務規程に基づき所属長が定めたとする測量成果品の保存期間である10年を経過していたことから、住宅公社が解散する以前に処分されたものと推定することは、不合理ではない。

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第216号

答 申 書

令和3年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和2年6月5日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求の内容）

石川県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）が造成した木越団地のうち、金沢市木越町〇丁目〇〇〇番地の宅地（以下「当該宅地」という。）の寸法が記載された図面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、令和2年6月9日に不存在を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

住宅公社から引き継いだ文書には含まれていないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年6月11日に本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和2年6月17日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不存在決定を取消すとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。
当該宅地を〔特定業者〕から平成15年〇月〇〇日に取得した。その後、金沢市に

固定資産税を納めているが、課税面積と実測の面積が異なっているため、住宅造成時の地積測量図及び求積計算式が必要になった。売買契約における必要書類であるから、これが不存在であるのはおかしい。

なお、実施機関作成の弁明書が送付され、審査請求人の意見が求められたが、期限までに反論書は提出されなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

住宅公社は、昭和40年に設立され、良質な住宅や宅地の供給を行ってきたが、その役割を終えたことから、平成25年3月に解散し、保管文書については、実施機関が引継ぎを受け管理している。

木越団地は、住宅公社が土地区画整理事業により造成した住宅団地である。

土地区画整理事業では、一般的に、宅地造成工事完了後、各宅地等の確定測量を行い、換地処分を行うが、確定測量図及び求積計算式を記載したものは、引き継がれた保管文書の中に存在しない。

また、住宅公社は、昭和50年に当該宅地を譲渡しており、その譲渡契約書は存在しているが、契約書には、所在、住宅の構造、土地及び住宅の面積、譲渡価格等が記載された譲渡物件調書のほか、契約者及び連帯保証人の印鑑証明のみが添付されており、審査請求人が公開を求める書類は添付されていない。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書について

本件公開請求に係る対象文書は、公開請求書では「当該宅地の寸法が記載された図面」と記載され、審査請求書においては、「宅地造成時の確定測量図及び求積計算式」と記載されていることから、当該宅地の宅地造成時における確定測量図及び求積計算式（以下「本件対象公文書」という。）である。

なお、木越団地は、住宅公社が昭和48年度から昭和51年度にかけて30.4ha

の土地を土地区画整理事業により宅地造成したもので、昭和51年6月1日に換地計画の認可を受け、同月19日に土地の嘱託登記が行われ、昭和62年度までに全847区画が分譲されている。

3 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

審査請求人は、「売買契約における必要書類であるから、確定測量図及び求積計算式が存在するのはおかしい。」と主張し、これに対して、実施機関は、「土地区画整理事業では、一般的に、宅地造成工事完了後、各宅地等の確定測量を行い、換地処分を行うが、確定測量図及び求積計算式を記載したものは、住宅公社から引き継いだ保管文書の中に存在しない。」と述べている。

(2) 住宅公社の文書管理に関する規程について

住宅公社の文書管理に関する規程については、平成14年度に「石川県住宅供給公社文書管理規程」が施行され、それ以前は、石川県処務規程（昭和33年6月1日訓令甲第9号）第5章「文書の取扱い」の規定が準用されていた。

処務規程においては、文書の保存期間として1年未満、1年、3年、5年、10年、永年の区分が定められており、固有文書の具体的な保存期間については、文書保存期間基準に従って所属長が定めると規定されていた。

そして、宅地造成地の測量成果品については、実施機関において、住宅公社の業務に携わった関係者に問い合わせたところ、「当時、測量成果品の保存期間は10年とし、保存期間が満了しても分譲中である間は保存し、分譲を終えたものについて処分していた。」との回答が得られたとのことである。

(3) 引継ぎ文書の確認結果について

木越団地は、住宅公社が土地区画整理事業により宅地造成し、土地の嘱託登記を行ったものであるから、住宅公社により、当該宅地を含めて造成地内全体の確定測量と求積が行われたことに疑いはないものと思料される。

このため、当審査会の事務局職員をして、住宅公社より引き継がれた書類の確認を行わせたところ、実施機関が弁明書で述べている木越団地の売買契約書類等の存在は確認されたが、本件対象文書を確認することはできなかった。

また、木越団地と同時期に分譲が開始された、「桑島団地（旧鶴来町）」、「大根布団地（内灘町）」、「大桑団地（金沢市）」、「千代野ニュータウン（旧松任市）」等についても、測量成果品の存在は確認されなかった。

(4) 当審査会の判断

木越団地については、昭和62年度までに全ての宅地分譲を終えるとともに、処

務規程に基づき所属長が定めたとする測量成果品の保存期間である10年を経過していたことから、住宅公社が解散する以前に処分されたものと推定することは、不合理ではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経緯

年月日	処理内容
令和2年6月17日	○ 諮問を受けた（諮問建第698号）
令和2年6月30日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和2年11月10日 （第311回審査会）	○ 事案の審議を行った。
令和2年12月22日 （第312回審査会）	○ 事案の審議を行った。
令和3年1月12日 （第313回審査会）	○ 事案の審議を行った。